

## こんな格好を誰がさせた

## 井戸川の損害論の集約

- 官邸が事故対応を独占し情報を閉鎖したために、町の災害対策本部長の責務を妨害された損害
- 津波情報を閉ざされたために、原発の運転をとめられなかった損害
- 防ぐことが出来た事故で人生を破壊された損害
- 放射能に全身が被曝をさせられて死に至る不安を 抱えながら生きる損害
- 郷土双葉町が放射能に汚染されて住み続けられなくされた損害
- 人生設計を壊され、生きる希望を失った損害
- 中間貯蔵施設によって帰還が困難にされた損害
- 事故が無ければ裁判をしなくて済んだのに、その対応で町長辞任後は専従しなければならない損害等

## #戸川の 損害論

騙し「特」か、騙され「損」か

あなたはどちらを選ぶのか

第16回口頭弁論 報告会資料 2019. 10. 30

原告 井戸川克隆

1

## 騙して得する奴ら!

- 想定外を語る者=
- 風評被害と言わせる者=
- ・復興特需を勧める者=
- この<u>つけ</u>を国民に回している。 「特別増税・電気料金に化け ている」

### 騙されて損をしている者

- ・原発を誘致した者=
- 避難させられた者=
- ・事故の責任を転嫁させられた者=
- 電気を使う者=
- 税金を払う者=

結局、国民が一番損をしている

原発事故後に見えた恐ろしさ

- ・国は逃げる=最前線の責任者の「原子 力安全・保安院と原子力安全委員会」は 逃亡した。 国が逃亡ほう助犯か
- ・事故の規模を小さく見せた=次ページ参 照
- ・放射能防護基準=100倍~20倍に引き 上げた

「原因は、原子力行政の不備が有ったため」

このような事を国が出来るのは

- 1. 原災法第23条に違反し、事故の被害者を抱 える立地周辺の自治体を原子力災害合同対 策協議会に参集していないからできたこと。
- 2. 上記は違法であり、同協議会できめなければ ならないことを、官邸が違法に代行したもの で、非合法な形で事故に対応したから。
- 3. 事故の被害者を排除させ、参加して意見を述べる権利を妨害しているから。
- 4. 正しい報道を止めているから。

13

#### 平成23年5月2日参議院予算員会会議録

「〇国務大臣(枝野幸男君)ご承知のとおり、原子力損害の賠償 に関する法律では、原子炉の運転等の際の事故により損害を生 じた場合には、原子力事業者がその損害を賠償する責めに任ず るという無過失責任が規定されております。これにはただし書で、 その損害が異常に巨大な天災地変又は社会的騒乱によって生じ たものであるときはこの限りではないという例外規定がございま すが、昭和三十六年の法案提出時の国会審議において、この異 常に巨大な天災地変について、人類の予想していないような大き なものであり、全く想像を絶するような事態であるなどと説明され ております。今回の事態については、国会等でもこうした大きな 津波によってこうした事故に陥る可能性について指摘もされてお りましたし、また、大変巨大な地震ではございましたが、人類も過 去に経験をしている地震でございます。そうした意味では、このた だし書に当たる可能性はない、したがって上限はないというふう に考えております」(原子力損害賠償条約と日本の対応 189 頁)より引用

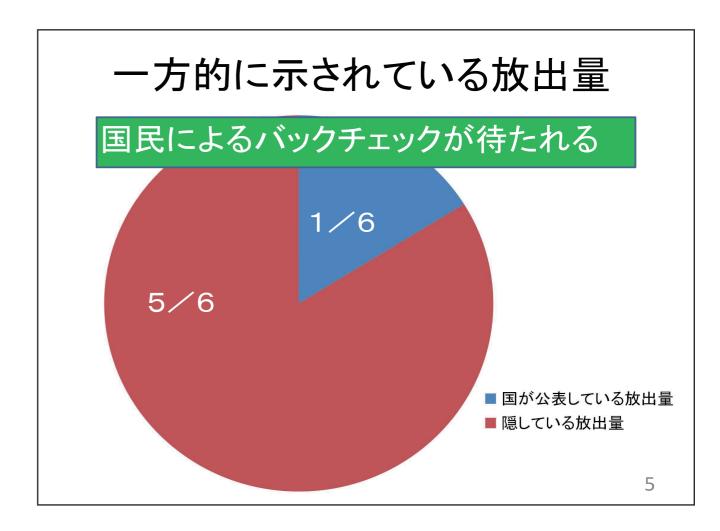
(3)原子力損害賠償紛争審査会のナゾ 初めて聞く人には仰々しいが、中身は原子力 ムラに属している者(加害者側)が中心で構成 されている。公正・中立とは真逆の組織だった。

委員長に就いていた能美会長(東京大学法学部教授)は、日本エネルギー法研究所に属しており、2002年8月の原子力損害の民事責任に関するウィーン条約改正議定書及び原子力損害の補完的補償に関する条約 平成10~13年度国際原子力責任班報告書で、(第2章「原子力損害」概念について)で、日本の法と外国の法との違いについて述べている。これらから判断すると

「原発は事故を前提にして成り立っていることが分かる。」

11

- 原子力損害賠償法のおかしいところとは
- 1. 事故前から事故の規模を反映しないで、事業者の責任を1200億円と決めつけているところ。
- 2. 1200億円を越えれば国が責任を持つというところ。
- 3. 条約では「不遡及が国際法上の原則である。」 が、我が国では、事故時の法を超えた後付法が 乱立した。
- 4. 事故後、原子力損害賠償支援機構法という後付法律を菅政権が作ったこと・・・これは東電救済法と言い換えることが出来るほど酷い法律、被害者救済を題目にして、実態は廃炉事業に引用するために使われている。



## 原子力行政の不備とは

- ・始めから欠陥だった
- 1. 格納容器の容量が足りなかった
- 2. 圧力容器の貫通部のシール不良
- 3. 一次冷却システムの設計不備
- 4. 中性子線による金属脆化の考慮不足
- 5. 事務屋の保安検査官が関わった
- 6. 東電に聞かないと駄目な国の行政
- 7. 現場を知らない専門家が関与したこと

## 通産検査が生んだ事故

- 事前審査と完成検査がしつかりしていれば事故は起きなかった。
- 1. 当時の検査官の責任は重大である。
- 2. 信頼を失い、事故を招いた責任がある。
- 3. 事故原因は津波の問題ではない、 通産検査がちゃんとしていれば津波 が来ようとも、地震があろうとも事故 に繋がらなかった。

7

# 事故対応から双葉町を排除した理由は?

- 排除したからできたこと
- 1. スピイディ情報の隠ぺい。
- 2. 避難範囲を実情よりも狭くした。
- 3. 被ばく基準の不当な引き上げ。
- 4. 被害の実態を隠せた。
- 5. 20分の1の賠償基準を作った。
- 6. チェルノブイリ事故の6分の1に偽装 することが出来た。

## 加害者だけで決めた賠償基準

• 対象区域

(1)避難区域:政府が原子力災害対策特別措置 法に基づいて各地方公共団体の長に対して住民 の避難を指示した地域・・・としているが上記の原 災法を犯している政府が地方公共団体の長に指 示などできるはずがない。

菅政権は、原災法の手続きを踏まえないで、自分の想いで事故の対応をしていたことは、既に国会質問等で証明されている。

9

(2)屋内退避とは、初めて聞く人には通用する が、屋内退避という手段は違法であるので、こ れを指示することは許されない。

建築基準法では、換気設備の技術的基準と構造的基準が定められている。更に、2003年7月1日の改正では、ほとんどの住宅やマンションで、常時(24時間)換気設備が必要とされている。ビル管理法でも、室内環境基準が定められていて、酸欠になることは禁止されている。この為、屋内退避を命じた政府は違法なことをさせたことになるので、公務員職権濫用の罪に抵触してしまった。